

薬事監視等の年次別推移（平成20年度～平成25年度）＜出典：衛生行政報告＞

（１）許可（届出）施設数、立入検査施行施設数、違反発見施設数

項 目	年 次	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
許可（届出）施設数		603,113	612,754	593,608	622,538	630,757	637,106
立入検査施行施設数		200,054 (126,653)	204,504 (127,845)	217,842 (142,156)	211,432 (133,918)	208,256 (146,707)	186,727 (118,818)
違反発見施設数		9,331	8,897	11,066	9,980	10,277	9,372

※立入検査施行施設数欄の（ ）内は、「業務上取り扱う施設」、「医薬部外品販売業」、「化粧品販売業」、「医療機器販売業（一般医療機器）」、「医療機器賃貸業（一般医療機器）」、「指定薬物を取り扱う施設」に立入した数を除いた数字である。

（２）違反発見件数

項 目	年 次	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
無許可・無届業		199	160	229	252	428	281
無承認品		260	187	142	273	147	255
不良品		203	176	89	122	123	261
不正表示品		256	195	211	269	1,419	338
虚偽・誇大広告等		954	1,081	763	820	701	623
毒劇薬の譲渡等		315	151	163	128	48	58
毒劇薬の貯蔵陳列		1,001	743	828	997	878	777
処方せん医薬品の譲渡記録等		96	44	92	89	78	61
制限品目の販売		70	75	76	92	51	33
構造設備の不備		885	1,162	1,325	1,234	1,258	1,214
販売体制等の不備			1,092	2,036	2,115	2,958	2,269
郵便等販売に係る違反				78	87	69	21
※医薬品販売業者の管理者に係る違反				2,036	2,345	2,328	2,208
製造販売後安全管理の不備		10	8	22	9	15	8
品質管理の不備		18	31	40	31	41	23
指定薬物の製造		-	-	-	-	-	-
指定薬物の輸入		-	-	-	-	-	-
指定薬物の販売・授与等		1	2	-	28	24	35
指定薬物の広告		-	-	-	17	7	11
その他		10,089	8,095	8,511	7,395	7,381	6,507
計		14,357	13,202	16,641	16,303	17,954	14,983

※平成21年度までは「その他」欄に計上

（３）処分件数等

処分内容等	年 次	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
処 分 件 数 等	許可取消・業務停止	34	15	6	18	13	3
	改善命令等	10	5	4	4	17	14
	検査命令等	2	-	2	-	-	-
	廃棄等	2	-	4	5	-	1
	その他	3,346	3,280	3,208	2,631	2,758	1,957
	計	3,394	3,300	3,224	2,658	2,788	1,975
告発件数		1	-	-	-	-	2

(4) 平成25年度業種別薬事監視状況

(平成25年4月～平成26年3月末)																														
		許可・届出施設数 年度末現在	立入検査施行施設数 年度中	違反発見施設数 年度中	郵便等販売届施出設数 年度末現在	違反																		(年度中)					その他	計
						無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品の録等	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	郵便等販売に係る違反	医薬品販売者に業係者の違反	製造販売完全後管理の不備	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	指定薬物の販売・授与等							
総数		637,106	186,727	9,372	6,702	281	255	261	338	623	58	777	61	33	1,214	2,269	21	2,208	8	23	-	-	35	11	6,507	14,983				
医薬品部外品化粧品靴用品医療機器	薬局		57,071	27,225	4,255	4,019	・	18	17	36	156	55	603	58	-	831	1,425	15	1,208	・	・	・	・	・	2,659	7,081				
	製薬工業	大臣許可分	87	119	-	・	-	・	-	・	-	-	-	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-			
		知事許可分	2,247	1,281	32	・	6	・	6	・	-	-	-	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	31	43			
	薬局		6,959	2,770	77	・	5	・	1	・	1	-	2	1	・	50	・	・	・	・	・	・	・	・	・	43	103			
	製薬工業	第1種	265	104	14	・	2	1	10	3	1	-	-	・	-	-	・	・	・	・	-	1	・	・	・	・	-	18		
		第2種	943	213	32	・	2	12	188	9	1	-	-	・	-	-	・	・	・	・	-	5	・	・	・	・	4	221		
		薬局	6,959	2,660	25	・	-	1	1	7	1	-	2	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	29	41		
	店舗販売業		24,330	11,597	2,028	2,613	60	52	7	21	299	2	6	2	10	228	826	6	748	・	・	・	・	・	・	1,218	3,485			
	卸売販売業		14,130	3,627	305	・	・	4	-	2	-	1	15	-	-	15	・	・	221	・	・	・	・	・	・	176	434			
	薬種商販売業		291	84	17	70	・	-	-	-	1	-	-	-	-	1	3	-	9	・	・	・	・	・	・	11	25			
	特別販売業		1,492	337	60	・	・	-	2	1	-	-	-	・	23	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	52	78			
	配置	販売業	7,973	272	42	・	・	-	-	2	1	・	・	・	-	・	15	・	17	・	・	・	・	・	・	25	60			
		従事者	18,113	240	8	・	7	-	-	-	-	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	8	15			
		業務上取り扱う施設	・	7,072	376	・	・	44	2	1	57	・	149	・	・	・	・	・	・	5	・	・	・	・	・	210	468			
	医薬部外品	製造業	1,720	551	3	・	-	・	1	・	-	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1	3			
製造販売業		1,405	416	16	・	2	22	2	13	2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2	3	・	・	・	3	49				
販売業		・	20,411	8	・	・	-	-	-	3	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	6	9				
業務上取扱う施設		・	5,019	10	・	・	-	-	-	10	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	10				
化粧品	製造業	3,523	1,001	22	・	20	・	3	・	1	・	・	・	・	4	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2	30				
	製造販売業	3,592	944	59	・	18	74	3	107	12	・	・	・	・	・	・	・	・	・	6	6	・	・	・	6	232				
	販売業	・	18,265	45	・	・	6	1	113	18	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	7	145				
	業務上取り扱う施設	・	4,193	33	・	・	5	-	-	28	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	33				
医療機器	製造業	大臣許可分	7	-	-	-	・	-	・	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-				
		知事許可分	3,646	1,612	15	・	5	・	1	・	-	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	7	14				
	修理業	大臣許可分	-	-	-	・	-	・	-	・	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-				
		知事許可分	6,485	1,369	34	・	4	・	-	・	-	・	・	・	・	6	・	・	・	・	・	・	・	・	・	30	40			
	製薬工業	第1種	651	613	36	・	-	5	15	13	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	-	4	・	・	・	2	39			
		第2種	980	516	12	・	2	3	-	3	1	・	・	・	・	-	・	・	・	・	-	-	・	・	・	4	13			
		第3種	902	373	12	・	1	-	-	4	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	-	4	・	・	・	8	17			
	販売業	高度管理医療機器等	59,427	16,899	1,007	・	58	1	1	2	5	・	・	・	・	49	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,132	1,248			
		管理医療機器	306,039	26,202	321	・	72	1	-	-	6	・	・	・	・	8	・	・	・	・	・	・	・	・	・	316	403			
		一般医療機器	・	6,148	5	・	・	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9	9			
器	貸貸業	高度管理医療機器等	32,268	7,385	348	・	13	-	-	1	2	・	・	・	19	・	・	・	・	・	・	・	・	・	434	469				
		管理医療機器	75,601	10,408	33	・	4	-	-	-	1	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	35	41				
		一般医療機器	・	2,651	5	・	・	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9	9				
	業務上取り扱う施設		・	3,463	44	・	・	6	-	-	16	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	22	44				
指定薬物を取り扱う施設		・	687	33	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-	35	11	8	54					

注1) 平成25年度衛生行政報告例による

(平成25年4月～平成26年3月末)										
			処 分 件 数 等 (年 度 中)						告 発 件 数 年 度 中	
			許可取消・業務停止	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	計		
総数			3	14	-	1	1,957	1,975	2	
医薬品	製薬企業	薬局		2	3	-	-	698	703	-
		専 造業	大臣許可分	1	1	-	-	-	2	-
			知事許可分	-	-	-	-	16	16	-
		薬局		-	-	-	-	7	7	-
	製薬企業	売 造業	第 1 種	-	7	-	-	13	20	-
			第 2 種	-	-	-	-	32	32	-
			薬局	-	-	-	-	3	3	-
	店舗販売業			-	1	-	1	391	393	-
	卸売販売業			-	-	-	-	71	71	-
	薬種商販売業			-	-	-	-	5	5	-
	特例販売業			-	-	-	-	29	29	-
	配置	販 売 業		-	-	-	-	13	13	-
		従 事 者		-	-	-	-	7	7	-
	業務上取り扱う施設			-	-	-	-	73	73	-
	医薬部外品	製 造 業		-	-	-	-	3	3	-
		製 造 販 売 業		-	2	-	-	17	19	-
販 売 業		-	-	-	-	3	3	-		
業務上取扱う施設		-	-	-	-	6	6	-		
化粧品	製 造 業		-	-	-	-	17	17	-	
	製 造 販 売 業		-	-	-	-	54	54	-	
	販 売 業		-	-	-	-	32	32	-	
	業務上取り扱う施設		-	-	-	-	13	13	-	
医療機器	製薬企業	大臣許可分		-	-	-	-	-	-	-
		知事許可分		-	-	-	-	10	10	-
	修理業	大臣許可分		-	-	-	-	-	-	-
		知事許可分		-	-	-	-	20	20	-
	製販売業	売 造業	第 1 種	-	-	-	-	21	21	-
			第 2 種	-	-	-	-	8	8	-
			第 3 種	-	-	-	-	7	7	-
	販売業	高度管理医療機器等	高度管理医療機器等	-	-	-	-	171	171	-
			管理医療機器	-	-	-	-	123	123	-
			一般医療機器	-	-	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等		高度管理医療機器等	-	-	-	-	49	49	-	
		管理医療機器	-	-	-	-	6	6	-	
		一般医療機器	-	-	-	-	-	-	-	
業務上取り扱う施設			-	-	-	-	13	13	-	
指定薬物を取り扱う施設			-	-	-	-	26	26	2	

注1) 平成25年度衛生行政報告例による

2 無許可医薬品等発見数

① 監視指導・麻薬対策課に報告された無許可医薬品等発見報告品目数は、次のとおりである。

種 類 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1. 医薬品 (内 健康食品関係)	490 (382)	508 (408)	426 (322)	280 (204)	347 (209)	266 (145)
2. 医薬部外品	15	8	15	5	20	15
3. 化粧品	32	34	50	41	92	104
4. 医療機器	79	17	110	87	187	175
合 計	616	574	601	413	646	560

② いわゆる健康食品の違反内容別件数

監視指導・麻薬対策課に報告されたもので措置が済んだ違反内容別件数は、次のとおりである。

ア 内容別違反件数（重複あり）

違 反 内 容	22年	23年	24年	25年
薬効標ぼう	288	198	194	142
医薬品の形状	0	0	0	0
医薬品の用量用法	0	0	0	0
専ら医薬品成分含有	34	6	15	3

イ 条文別違反件数（重複あり）

違 反 条 文	22年	23年	24年	25年
第12条（製造販売業の許可）	12	1	3	11
第13条（製造業の許可）	8	2	2	9
第14条（製造販売承認）	12	1	1	5
第24条（医薬品販売業の許可）	2	0	0	1
第55条（販売・授与等の禁止）	66	35	36	53
第68条（承認前の医薬品等の広告の禁止）	249	175	177	177

3－1．医薬品等の回収件数

○回収件数年次推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
	計 製造 輸入									
医薬品	199 172 27	416	184	162	153	183	146	166	129	150
医療 機器	370 195 175	322	365	360	396	373	396	408	386	405
医薬 部外品	15 14 1	9	23	28	29	19	11	19	8	21
化粧品	60 28 32	62	103	100	92	83	91	75	74	75
計	644 409 235	809	675	650	670	658	644	668	597	651

○平成 25 年度医薬品等の回収件数及びクラス分類

	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	総計
医薬品	31 ^{*1}	82	37	150
医療機器	0	361	44	405
医薬部外品	0	17	4	21
化粧品	0	46	29	75
計	31	506	114	651

*1… 医薬品のクラスⅠ回収31件は、全てロットを構成しない医薬品であって同種他製品に不良が及ばず、かつ、当該医薬品が他者に使用されないことが確実なもの（血液製剤の献血後情報等に基づく投与前の事前回収）。

3-2 緊急回収通報(Rapid Alert)

- 「「医薬品・医療機器等の回収について」の一部改正について」(平成26年7月1日付け薬食発0701第2号)により、緊急回収通報の対象国・対象品目を拡大。
 - － 対象国: PIC/S加盟国及び欧州連合
 - ブルガリア及びクロアチア: PIC/S非加盟国かつMRA非締結国だが、欧州連合加盟
 - ルクセンブルク: PIC/S非加盟だが、欧州連合加盟、MRA締結
 - MRA締結国及びMRA協定における対象品目の拡大交渉が進行中であることから、この3ヶ国についても、欧州連合に加盟している他国と同様の扱いをする。
 - － 対象製剤: 日本でGMP対象医薬品とされているもの
 - 医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品は対象外
 - 体外診断用医薬品は対象外(GMP対象外なので)
 - 医療用ガス、生薬刻み等のGMP対象外品目は対象外
 - － 緊急回収通報の発出が必要な場合
 - ・クラスⅠ: 回収対象製品を輸出しているかどうかにかかわらず緊急回収通報の発信が必要
 - ・クラスⅡ: 回収対象製品を対象国のいずれかに対して輸出している場合
(回収対象ロットや輸出先が特定できていなくとも、対象国いずれかに対して輸出している可能性のある場合は、日本での回収を決定した時点で発信)
 - ・クラスⅢ: 緊急回収通報の発出は原則として不要

4. 麻薬・覚醒剤事犯等の推移

(1) 法令別検挙人員(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
麻薬及び向精神薬取締法	429	375	346	341	540
うちヘロイン	16	22	19	30	20
うちコカイン	135	112	99	66	48
うちMDMA等錠剤型合成麻薬	140	93	86	40	22
あへん法	28	23	12	6	9
大麻取締法	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616
覚せい剤取締法	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127
合計	15,417	14,965	14,200	13,881	13,292

注1)内閣府集計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

(2) 主な薬物の押収量(kg)但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ヘロイン	1.2	0.3	3.6	0.1	3.8
コカイン	11.6	7.2	28.8	6.9	124.1
あへん	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	207.4	181.7	141.1	332.8	198
大麻樹脂	17.4	13.9	28.4	42.5	1.2
覚醒剤	369.5	310.7	350.9	466.6	846.5
MDMA等錠剤型合成麻薬	91,960	18,246	27,187	3,708	2,147

注)内閣府の統計資料による

(3)覚醒剤事犯における未成年者検挙者等の推移(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
検挙者総数	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127
うち未成年者	258	228	185	148	125
うち未成年者中学生	6	7	4	3	1
うち高校生	25	30	25	22	15
うち大学生	26	24	21	25	22
うち暴力団関係者	6,242	6,361	6,594	6,421	6,112
比率	52.6%	52.1%	54.6%	54.2%	54.9
うち再犯者	6,865	7,206	7,152	7,232	6,989
比率	57.8%	59.1%	59.2%	61.1%	62.8%

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

(4)大麻事犯における未成年検挙者等の推移(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
検挙者数	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616
うち20歳代	1,670	1,232	844	742	651
うち未成年者	214	164	82	67	61
うち中学生	5	11	1	0	0
うち高校生	34	18	15	18	10
うち大学生	82	52	27	25	23
うち栽培事犯	254	171	118	128	98

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

5. 啓発活動の状況

(1) 薬物乱用防止啓発訪問事業の推移

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (4 月～12 月)
訪問先(カ所)	1,350	1,352	1,276	1,200	1,094	357
うち小学校	915	932	930	884	819	112
うち中学校	251	236	187	179	147	130
うち高校	28	41	19	24	21	52
その他	156	143	140	113	107	63
参加者数(人)	195,726	174,611	145,681	124,132	128,811	130,864

※平成 26 年度より、キャラバンカーを使用せず、専門講師を派遣して講義等を実施

(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーン実施状況の推移

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実施日	6 月 27、28 日	6 月 26、27 日	6 月 25、26 日	6 月 23、24 日	6 月 22、23 日	6 月 21、22 日
カ所数(カ所)	510	530	520	570	560	570
参加人数(人数)	27,400	27,200	25,700	29,800	27,900	28,400

※一部未集計地域あり

(3) 平成 26 年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会開催状況

地区名	開催日	開催場所	参加人数
北海道・東北地区	11 月 12 日(水)	福島県 福島県文化センター	約 1500 人
関 東 信 越 地 区	11 月 23 日(日)	東京都 イイノホール	約 240 人
東 海 北 陸 地 区	11 月 16 日(日)	三重県 三重県総合文化センター	約 600 人
近 畿 地 区	11 月 8 日(土)	兵庫県 東灘区民センター	約 650 人
中国・四国地区	10 月 28 日(火)	岡山県 岡山コンベンションセンター	約 640 人
九 州 地 区	11 月 20 日(木)	福岡県 アクロス福岡	約 500 人

(4) 保健所等薬物相談窓口における相談件数の推移

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数(件)	11,130	11,652	10,405	15,553	18,131	18,957
うち保健所	7,430	7,685	6,931	10,374	11,692	10,689
うち精神保健福祉センター	3,700	3,967	3,474	5,179	6,439	8,268

平成26年度新たに指定薬物に指定した79物質（H27.1.30指定分まで）

物質名	通称
N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-PINACA
N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	5-Fluoro-AB-PINACA
キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	FUB-PB-22
2-(2, 5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類	2C-N
(2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)[1-(4, 4, 4-トリフルオロプロチル)-1H-インドール-3-イル]メタン及びその塩類	XLR-12
N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド及びその塩類	Acetylftentanyl
1-(5-フルオロベンチル)-N-(ナフタレン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	5-Fluoro-MN-18 5-Fluoro-NNI1 indazole analog
1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン及びその塩類	1-(3-Methylbenzyl)piperazine
N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	AB-CHMINACA
メチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	5-Fluoro-AMB
N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	5-Fluoro-ABICA
キノリン-8-イル=1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	5-Fluoro-NPB-22
1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	4CI-AMP
4-(3, 4-ジクロロフェニル)-7-メトキシ-2-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロイソキノリン及びその塩類	Diclofensine
1-(1, 2-ジフェニルエチル)ピペリジン及びその塩類	Diphenidine
1-(3, 4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	DL-4662
ナフタレン-1-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	FDU-PB-22
ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	5-Fluoro-SDB-005
ナフタレン-1-イル(1-ベンチル-1H-インダゾール-3-イル)メタン及びその塩類	THJ-018 JWH-018 indazole analog
N-(ナフタレン-1-イル)-1-ベンチル-N-(1-ベンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	BiPICANA
1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサノ-1-オン及びその塩類	α -PHP
[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロピル)メタン及びその塩類	FUB-144
[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類	THJ-2201
[1-(5-フルオロベンチル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-2-イル](ナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類	FUBIMINA AM2201 benzimidazole analog
1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	2-MAPB
1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	5-MAPB
[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類	AM1220 アゼパン異性体 AM1220 azepan isomer
メチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	MMB2201 5-Fluoro-AMB indole analog
1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	3-MeO-PCP
1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	4-Methoxy- α -PHPP 4-Methoxy-PV8
(2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタン及びその塩類	AM2233 アゼパン異性体 AM2233 azepan isomer
N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-CHMINACA
(1H-インドール-3-イル)(2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタン及びその塩類	DP-UR-144
N-エチル-1-(4-メトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	PMEA
2-(1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル)イソインドリン-1,3-ジオン及びその塩類	Phthalimidopropiophenone
2-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類	25C-NBF
2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタン酸及びその塩類	CHMINACA-BA
2-(2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	2C-H
2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	α -PBT
1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	4-Fluoro- α -PHPP

物質名	通称
2-(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタナミン及びその塩類	25B-NBF
N-ベンジル-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	SDB-006
1-[1-(4-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	4-MeO-PCP
1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類	4-Methoxy- α -POP
1-[1-(2-メトキシフェニル)-2-フェニルエチル]ピペリジン及びその塩類	2-MeO-diphenidine Methoxphenidine
N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-クロロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	5CI-AB-PINACA
ナフトレン-1-イル=1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	NM2201
ナフトレン-1-イル=1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	SDB-005
ナフトレン-1-イル(9-ベンチル-9H-カルバゾール-3-イル)メタン及びその塩類	EG-018
(4-メチルピペラジン-1-イル)(1-ベンチル-1H-インドール-3-イル)メタン及びその塩類	MEPIRAPIM
メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	FUB-AMB
メチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	5F-ADB MDMB2201 indazole analog
メチル=3-メチル-2-(1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類	AMB
N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	PX-2
N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	PX-1
N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	5F-ADB-PINACA
1-(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	5-DBFPV
1-(3, 4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	3,4-Dimethoxy- α -PHP
1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン及びその塩類	α -PNP、PV10
1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	3,4-Methylenedioxy- α -PHP、MDPH
N-(1-アダマンチル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	FUB-APINACA
1-(4-フルオロフェニル)-2-(イソプロピルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	4F-IPV、4-Fluoro-NPP
1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	2FMP、2-Fluoroamphetamine、2F-AMP
1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)オクタン-1-オン及びその塩類	4F-Octedrone
1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	5-EAPB
メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	MDMB-CHMINACA
メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	MA-CHMINACA
4-メチル-5-(4-メチルフェニル)-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びその塩類	4,4'-DMAR
N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	5-fluoro-ADBICA
1-(インダン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	α -PBP indane analog、5-PPDI
2-(エチルアミノ)-1-(インダン-5-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	bk-IBP
2-(エチルアミノ)-1-(インダン-5-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	bk-IVP
1-(3, 4-ジメチルフェニル)-2-(エチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	3,4-Dimethyl-NEB、 3,4-Dimethyl- α -ethylaminobutiophenone
1-(3, 4-ジメチルフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	3,4-Dimethyl- α -ethylaminopentiophenone
1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	4-Fluoro- α -PVP piperidine analog
1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類	4-Fluoro- α -POP
1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	3FMP、3-Fluoroamphetamine、 3F-AMP
1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	2-EAPB
メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	MDMB-CHMICA、MMB-CHMINACA